

政令第 号

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の施行期日は、平成十九年十一月二十二日とする。

## 理由

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。